

【交通事故の示談でお困りの方へ】

弁護士相談サービスのご案内

弁護士費用特約に加入されている方は**弁護士費用のご負担ゼロ**で弁護士のサポートを受けることができます。

①**まずは電話かFAX または E-mail にてご相談をご希望されている旨お知らせください。**

TEL 03-6430-6688

FAX 03-6430-6668

E-mail kumamoto@kuma-so.net

②ご連絡いただく際には、以下の各事項をお知らせください。

※ FAXによるお申し込みの際は以下の事項をご記入のうえそのまま FAX（03-6430-6668 隈本・志水綜合法律事務所宛）送信してください。

お名前 _____

ご住所 _____

TEL _____ (弁護士が電話してもよい番号を記載してください。)

FAX _____ (お持ちでなければご記載不要です。)

E-mail _____ (お持ちでなければご記載不要です。)

※ その他お困りのことや疑問に思われていることなどお気軽にお知らせください。

③弁護士から折り返しご連絡いたします。

④**ご不明な点等お気軽にお問い合わせください。**

〒105-0002

東京都港区愛宕1-3-2-1501

TEL 03-6430-6688

FAX 03-6430-6668

E-mail kumamoto@kuma-so.net

隈本・志水綜合法律事務所

弁護士 隈本源太郎（くまもとげんたろう）

弁護士に依頼するとこんなメリットがあります。

- ① 安心できます。
～ どうすればよいのかわからないというご不安から解消されます。
- ② 保険会社から正当な補償が受けられます。
～ 交渉のプロである弁護士は保険会社と対等に交渉できます。弁護士が入ることで裁判までやらなくとも示談金額がアップするケースがほとんどです。示談金額が大幅にアップするケースも珍しくありません。

【示談金増額例1】後遺障害がないケース

保険会社からの慰謝料提示額＝37万円
⇒ 弁護士が入ったあとの慰謝料金額＝67万円
《30万円の増額》

【示談金増額例2】後遺障害等級14級が認定されたケース

保険会社からの後遺症慰謝料提示額＝75万円
保険会社からの後遺症逸失利益提示額＝なし
⇒ 弁護士が入ったあとの慰謝料金額＝110万円
弁護士が入ったあとの後遺症逸失利益提示額＝70万円
《トータルで105万円の増額》

- ③ 保険会社担当者とのやりとりのストレスから解放されます。
～ 治療打ち切りをしないよう保険会社と交渉することなどもできます。

弁護士に依頼するデメリットは特にありません。

- ① お金をかけずに弁護士に依頼する方法があります。
 - ◆ 弁護士費用特約にご加入の患者様
ご相談、示談書査定から交渉、訴訟までのすべての弁護士費用を弁護士費用特約の範囲内でまかないますので、弁護士費用特約にご加入の患者様は、実質的に弁護士費用の負担ゼロですすべての弁護士のサービスをご利用いただけます。
ご自身の損害保険契約に弁護士費用特約がついているかぜひともチェックしてみてください。
 - ◆ 弁護士費用特約に未加入の患者様
電話ご相談料無料、示談書査定無料、着手金無料、成功報酬のみ（たとえば、弁護士が入ったことにより示談金が増額された場合、増額された金額の20%+税を成功報酬とさせていただくというかたちをとります。増額がなかった場合は成功報酬もゼロです。）といったかたちで、いわゆる持ち出しになることのない料金設定を採用いたしますので、ご安心ください。
- ② 柔軟に対応いたします。
～ いきなり裁判で戦うということではありません。依頼者のご要望をお聞きしてアドバイスや交渉の代行をして話し合いで解決に導くのも弁護士の仕事です。
- ③ お気軽にご相談いただけます。
～ お困りのことなどぜひご遠慮なくご相談ください。

弁護士があなたの強力なパートナーとなります。